

## 〔ふるさと納税（寄付金）の制度のしくみ〕

地方公共団体へ5,000円（下限額）を超える寄付を行ったとき、一定の限度額まで所得控除及び税額控除することができます。

### ○所得税－所得控除

$$\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{ア 寄付金の合計額} \\ \text{イ 年間所得金額の40\%相当額} \end{array} - 5,000 \text{円} = \text{控除される額}$$

### ○住民税－税額控除

$$\text{地方公共団体に対する寄付金} - 5,000 \text{円} \times 10\% = \text{住民税の基本控除額 (A)}$$

$$\text{地方公共団体に対する寄付金} - 5,000 \text{円} \times \left( \begin{array}{l} 90\% \\ -0\sim 40\% \end{array} \right) = \text{住民税の特例控除額 (B)}$$

寄付された方に適用される所得税の税率

個人住民税所得割額の1割を限度

(A) と (B) の合計額が税額控除される。

### < 寄付金控除の計算イメージ >

給与収入700万円夫婦、子供2人の場合で、地方公共団体へ40,000円の寄付を行った場合〔所得税の税率10% 住民税額 293,500円〕

